

一般社団法人 NeXEHRs

2022 年度(第1期)臨時社員総会

議案書

2022 年 10 月 19 日

目 次

第1号議案 定款変更の件 議案資料1

第2号議案 会費規程の制定の件 議案資料2

第3号議案 NeXEHRs コンソーシアム運営規則の制定の件
議案資料3

第1号議案

定款変更の件

本法人は令和 4 年 9 月 22 日に一般社団法人 NeXEHRs として設立登記され、定款は同日から施行となりました。今般、第 6 条(入会)の承認者を理事会から理事長に変更します。また、第 48 条(設立時の役員)、第 49 条(設立時の社員及び住所)、第 50 条(設立時の主たる事務所の所在場所)を削除し、附則として施行日を記すことにしますので、ご承認をお願いします。(特別決議)

一般社団法人 NeXEHRs 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 NeXEHRs と称する。

(事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、次世代の健康医療情報システム(以下「NeXEHRs」という。)に関する調査研究並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、NeXEHRs の基本コンセプトと実現方針を検討し、その実現を目指した共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
 - (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
 - (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
 - (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
 - (5) 前各号の事業を遂行するための会議体(NeXEHRs コンソーシアム)の設置と運営
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 通常正会員 本法人の活動に賛同し運営等に協力する個人、法人又は団体
- (2) 特別正会員 本法人の設立時社員として設立に賛同した個人及び理事会の推薦に基づいて社員総会で入会を承認された個人、法人又は団体

(3) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人、法人又は団体

2 前項第1号の通常正会員及び第2号の特別正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、**理事長理事会**の承認を受けなければならない。ただし、特別正会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 本法人の会員は会費規程に定める会費を納入しなければならない。

2 特別正会員は会費を納めることを要しない。

3 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(3) 会員である法人又は団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 第7条の支払義務を履行しなかったとき

(6) 本法人が解散したとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第10条 理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議等を経て、懲戒することができる。

(1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき

(2) 本法人の名誉又は信用を毀損する行為、又は会員としての品位を損なう行為をしたとき

2 懲戒は次の3種とする。

(1) 書面又は口頭による厳重注意

(2) 会員資格の停止

(3) 除名

3 前項第3号により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を

行う社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条又は第10条によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、理事会において開催の決議がなされた場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会による議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の前日までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本法人に提出しなければならない。

2 前項の電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、あらかじめ本法人の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事の内、1名を理事長とする。また、理事会の決議により、理事から若干名を副理事長又は常務理事として選出することができる。副理事長及び常務理事は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法で定める代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事は、本法人の社員でなければならない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。以下「親族等」という。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 監事は、本法人の理事又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第22条第1項で定める理事若しくは監事の定数が足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会の決議に基づいて報酬を支給することができる。ただし、理事及び監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

2 前項に規定するほか、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本法人は、法人法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

2 本法人は、非業務執行理事及び監事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(設置)

第31条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項については、法令又はその定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業計画の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第42条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により本法人と類似する事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の登記の日から令和5年6月30日までとする。

(設立時の役員)

~~第48条~~ 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

~~設立時理事~~—————~~大江和彦~~ ~~澤 智博~~ ~~康永秀生~~

~~設立時代表理事~~—————~~大江和彦~~

~~設立時監事~~—————~~渡邊亮一~~

(設立時の社員の氏名及び住所)

~~第49条~~ 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

~~住所~~——

~~設立時社員(特別正会員)~~——~~大江和彦~~

~~住所~~——

~~設立時社員(特別正会員)~~——~~澤 智博~~

~~住所~~——

~~設立時社員(特別正会員)~~——~~康永秀生~~

(設立時の主たる事務所の所在場所)

~~第50条~~ 本法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

~~東京都中央区銀座二丁目9番13号~~

(法令の準拠)

~~第51条~~ ~~第48条~~ 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則1 本法人は令和4年9月22日に一般社団法人 NeXEHRs として設立登記され、この定款は同日から施行する。

2 この定款は令和4年10月19日に改正し、同日から施行する。

履歴事項全部証明書

東京都中央区銀座二丁目9番13号
一般社団法人NeXEHRs

会社法人等番号	0100-05-035600
名称	一般社団法人NeXEHRs
主たる事務所	東京都中央区銀座二丁目9番13号
法人の公告方法	<p>電子公告とする。 https://www.nexehrs-cpc.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>
法人成立の年月日	令和4年9月22日
目的等	<p>本法人は、次世代の健康医療情報システム（以下「NeXEHRs」という。）に関する調査研究並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、NeXEHRsの基本コンセプトと実現方針を検討し、その実現を目指した共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) NeXEHRsの実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定 (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定 (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進 (4) NeXEHRsの実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換 (5) 前各号の事業を遂行するための会議体（NeXEHRsコンソーシアム）の設置と運営 (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 代表理事 大江和彦
	理事 大江和彦
	理事 澤智博
	理事 康永秀生
	監事 渡邊亮一

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	本法人は、非業務執行理事及び監事等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 令和 4年 9月22日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 9月27日

東京法務局
登記官

小山田実



第2号議案

「会費規程」の制定の件

従来の(任意団体での)「会費規程」を引継ぎ、あらためて法人として「会費規程」を制定しますので、ご承認をお願いします。

会費規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条に基づき、通常正会員、特別正会員、賛助会員が納付する会費に関する規則を定める。

(会費)

第2条 会員は以下の会員種別に基づき事業年度ごとの年会費を、当該事業年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

会員種別	事業年度 年会費	課税・不課税の別
通常正会員	240,000円	不課税
特別正会員	なし	-
賛助会員	36,000円	不課税

第3条 年度途中の入会については、入会申込み日付の時期により7月～9月:100%、10月～12月:75%、1月～3月:50%、4月～6月:25%の算定率を第2条の年会費に乗じた額を納付するものとする。

第4条 年度途中の退会については、その理由の如何に関わらず、納付された会費は返還しないものとする。

附則1 この規程は、2022年9月22日の本法人設立日から施行する。

附則2 事業年度途中の通常正会員から賛助会員へ、またはその逆の会員種別の変更は、退会と入会の手続きをとるものとし、退会と入会が同一日付でなされた場合に限り会員期間は継続しているものとする。

参考情報 振込先口座:

銀行名: みずほ銀行 銀座支店

口座番号: 普通 XXXXXXXX

名義: 一般社団法人 NeXEHRs (カナ名称: シヤ) ネクサース

第3号議案

「NeXEHRs コンソーシアム運営規則」の制定の件

従来の(任意団体での)「次世代健康医療記録システム共通プラットフォームコンソーシアム規約」は法人設立日をもって無効とし、あらためて法人として「NeXEHRs コンソーシアム運営規則」を制定しますので、ご承認をお願いします。

NeXEHRs コンソーシアム運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 NeXEHRs(以下、「本法人」という。)の定款(以下、「定款」という。)第4条(5)に記載の会議体の運営に必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「NeXEHRs コンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という)と称する。

(設置目的)

第3条 本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「NeXEHRs 研究会」が提示した次世代健康医療情報システム NeXEHRs(以下、NeXEHRs という。)の基本コンセプトと実現方針を尊重した健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
- (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
- (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
- (4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員は、本法人の会員をもって充てる。なお、新規入会は第21条で定める幹事会で審議して承認の後に、定款第6条に基づき承認されるものとする。

(権利と義務)

第6条 会員は、本コンソーシアムの部会、ワーキンググループ(以下、部会等という。)の活動に参加することができる。ただし、部会等がその運営に関する事項を協議する際には、賛助会員はその議決権を有しない。

- 2 会員は、本コンソーシアムの活動成果に関する情報の提供を受けることができる。
- 3 法人または団体である会員(以下、法人等会員という。)は、本法人が運営する公式なホームページや広報資料等において、法人等会員のロゴを掲示することを本法人に対して求めることができる。
- 4 会員は、本法人および本コンソーシアムの会員であることを自身が実施する広報活動、パンフレット、催事等において示すことができる。
- 5 会員は、本法人および本コンソーシアムが実施する広報活動、催事等において会員名称が

- 掲出されることを承認するものとする。
- 6 会員は、本コンソーシアムが行う各活動について、各会員が可能な範囲で積極的かつ適切に活動もしくは協力するものとする。

(活動年度)

第7条 本コンソーシアムの活動年度は、本法人の事業年度と同一とする。

第3章 活動成果

(活動成果)

第8条 本コンソーシアムの活動により得られた成果としての認定は、幹事会が執り行う。

- 2 前項において認定された成果(以下、本活動成果という。)は、会員、非会員に関わらず、広く公開されることを原則とする。

(知的財産権)

第9条 本活動成果に係る知的財産権の所属は本法人に帰属するが、公開における本活動成果に貢献した者の表示方法については、その本活動成果ごとにそれに貢献した会員間で事前協議の上で、協議結果を幹事会に通知し、幹事会が関係者と調整の上で決定する。

- 2 第8条第1項で本活動成果と認定されたもの以外の知的財産権の取り扱いについては、本法人は関与しない。

(秘密保持)

第10条 本コンソーシアムの活動の場において会員が提供または開示する情報は、公知の情報として扱う。但し、本コンソーシアムの活動の場において、特定の会員により秘密情報であることが示され、参加するメンバー全員が秘密保持誓約書に署名した下で開示された情報、本コンソーシアムと会員との間で個別に締結される秘密保持契約の下で開示された情報についてはこの限りではない。

(活動成果の利用)

第11条 会員は、本活動成果を無償で自らの研究開発、非営利事業に利用することができる。

- 2 正会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、本法人に対して書面(電子的書面を含む、以下同じ)で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 3 賛助会員は、本活動成果を商業利用しようとする場合には、幹事会が賛助会員による無償商業利用が可能であると認定した一部の本活動成果に限り、本法人に対して書面で無償商業利用申請を行うことにより、幹事会の利用承認を得て無償で利用できる。
- 4 会員でないものは、本活動成果を利用しようとする場合には、本法人に対して利用目的や利用範囲等とともに非会員利用申請し、利用が承認された場合には、その決定にもとづき無償利用または有償利用することができる。
- 5 前各項において、本活動成果の利用者は、別途定められた利用規則を遵守しなければならない。また、その利用者の責任において利用するものとし、利用の形態や目的を問わず、本活動成果の利用により万一利用者その他第三者に損害が発生しても、本法人は責任を負わない。
- 6 第2項および第3項において本活動成果を無償利用しようとする会員が、別途定められた利用許諾条件を満たす場合には、幹事会は申請から30日以内に無償利用を承認しなければならない。
- 7 第4項において、非会員利用申請があった場合の利用承認ならびに利用条件の決定の手続

きについては、別途、幹事会で定める。

第4章 役員

(役員)

第12条 本コンソーシアムに、役員として会長1名、副会長若干名をおく。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本コンソーシアムを代表して、幹事会を主宰し、本コンソーシアムの会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

(役員を選任)

第14条 会長は、本法人の理事長をもって充てる。

2 副会長は、会長が正会員の中から指名し、本法人の社員総会(以下、単に「社員総会」という。)の承認を得る。

(役員の仕事と補充)

第15条 役員の仕事は本法人の理事長の仕事と同一とし、再任を妨げない。

2 役員がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、新たに後任の役員を選任し、その仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

(顧問)

第16条 本コンソーシアムに、顧問を若干名おくことができる。

(顧問の仕事)

第17条 顧問は、社員総会、本コンソーシアムの会議および催事等に出席して、意見を述べるができる。

(顧問を選任)

第18条 顧問は、会長が必要としたときに会員以外から指名し、幹事会の承認を得て選任し、選任日以降の最初の社員総会で報告する。

(顧問の仕事と補充)

第19条 顧問の仕事は、選任後1年以内に終了する活動年度の終了する日までとし、再任を妨げない。

2 顧問がなんらかの理由で活動年度の途中で退任したときは、必要であれば前条により新たに顧問を選任し、その仕事は前項を適用するものとする。

第6章 会議

(会議の種類)

第20条 本コンソーシアムの会議は、幹事会、部会およびワーキンググループとする。

(幹事会)

- 第21条 本コンソーシアムの運営と円滑な活動を行うため、幹事会をおく。
- 2 幹事会は会長および運営幹事若干名により構成される。
 - 3 運営幹事は会長が指名する会員のほか、自薦もしくは他薦された会員のなかから幹事会の議決による賛成をもって新たに選出できる。
 - 4 運営幹事の任期はその運営幹事が選任された活動年度の末日までとし、再任を妨げない。
 - 5 幹事会は、定款や本規則に定める事項の他、社員総会や理事会、幹事会で議決した事項を執行し、社員総会や理事会に付議すべき事項を審議し、その他社員総会や理事会の議決を要しない事項を議決する。
 - 6 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を認めない)をもって成立とする。
 - 7 幹事会の議決は、原則として全員一致により議決するものとするが、全員一致をみない場合には、議長が決するものとする。
 - 8 幹事会は、必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
 - 9 幹事会の開催は、電子メール、インターネット Web 等の電子的手段にて代用することができるものとする。
 - 10 会長が必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上から請求があったときは、30日以内に幹事会を招集しなければならない。
 - 11 会長が必要と認めた者は、幹事会に出席できる。
 - 12 幹事会は必要と認める事項については、部会等での検討を要請することができる。
 - 13 幹事会は運営上必要と認める事項については、幹事会の下に委員会を設置することができる。
 - 14 幹事会の議長は、会長が務める。
 - 15 幹事会の議事録は、会員に公表する。

(部会およびワーキンググループ)

- 第22条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの活動運営上必要があるときは、幹事会の議決により部会、および部会の下にワーキンググループ(以下、WG という)を設置することができる。
- 2 部会またはWGは、それらの目的に対して意欲的に実務を行う会員および会員外の有識者等から構成される。
 - 3 部会長またはWGリーダーは、正会員の推薦等を考慮の上で幹事会が指名する。
 - 4 部会またはWGのメンバーおよび運営に関する事項については、幹事会の承認の上で部会長が定めることができる。

第7章 事務局

(事務局)

- 第23条 本コンソーシアムの事務局を本法人の事業所におく
- 2 本コンソーシアムの事務局業務を執り行うため、事務局長をおく。
 - 3 事務局長は、会長が指名する。

第8章 規約の変更

(規則の変更)

- 第24条 本規則は、社員総会の議決を得た場合に変更できる。

第9章 雑則

(実施細則)

第25条 本規則の実施に関して必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

(準拠法)

第26条 本規則は、日本法に基づいて解釈されるものとする。

附則

附則1 この規則は2022年9月22日の本法人設立日から施行する。

報告事項

目 次

1. 2022 年度(第1期)事業計画	報告資料1
2. 2022 年度(第1期)収支予算	報告資料2
3. NeXEHRs コンソーシアム活動方針	報告資料3
4. コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則	報告資料4
5. 通常正会員、賛助会員、特別正会員	報告資料5
6. 顧問	報告資料6
7. 運営幹事	報告資料7
8. その他	

2022年度(第1期) 事業計画

(2022年9月22日～2023年6月30日)

1. 共通プラットフォーム指針の骨格と標準化リソースの構築

1) 共通プラットフォームに関する技術的指針の骨格の策定の継続

3つの基本コンセプトを、PAi-BiCS 実現方針をもとにして実現していくために、社会システム、個人システム、医療システム、研究システム、データ流通システム、ネットワークシステム、IT システム等とこれらの相互連動システムの観点から、NeXEHRIS の実現に必要な共通プラットフォームに関する主として技術的指針の骨格の策定を前期に引きつづき POC 部会で行う。また、これまでに策定した基本指針や相互運用性確保のための共通指針については、アカデミアとの意見交換を行い、必要な改定を行う。

2) 技術的指針の検証環境の構築

POC 部会の下に設置した「共通プラットフォーム WG」において、基本指針の検証のためのシステムの設計・環境構築を行う。

3) FHIR を前提とした IoT と AI との統合的な連携機能の検討

POC 部会の下に設置した「次世代共通 PF と IoT・AI との連携検討 WG」において、次世代の電子カルテに想定すべき、IoT 機器・システムや AI 機能との FHIR を前提とした連携機能の要件について検討を行う。

4) コード用語等の標準化リソース構築 WG の設置と標準化リソース整備

POC 部会の下に主としてコード用語等を対象とした標準化リソース(コード用語等)構築 WG を設置し、共通プラットフォームの実装と運用に必要な標準化リソースをリストし、不足する個々の標準化リソースごとにその標準策定方針をまとめる。

さらにそれらについて実際に外部リソースの導入と会員への提供や開発に着手する。

5) プロトタイプ開発

これまでに策定した共通プラットフォーム構築指針に基づき、必要なプロトタイプ開発を行う。

2. 一般向けシンポジウムの開催と社会への発表

患者・市民参画の観点から、メディアや患者団体、健康や医療情報管理の現状に素朴に疑問をもつ方々に、本コンソーシアムが目指している次世代健康医療情報システム NeXEHRIS の考え方を紹介し、今後の継続的なディスカッションの場を形成する契機とする。年 2 回開催を計画する。

3. セミナー・勉強会・情報懇談会の開催または開催準備

- ① 会員向けセミナーを、年 3 回程度開催する。
- ② 勉強会の計画を会員の意向調査を行い、テーマを設定する準備委員会を設置して準備する。本活動年度内に適当なテーマとスーパーバイザが手配できれば、年 3 回程度開催する。

4. 運営に関する会議等

- ・ 幹事会を、Web 会議を積極的に活用しつつ、原則として部会開催に合わせて月 1 回程度開催する。

以上

2022年度（第1期） 収支予算

対象期間：2022年9月22日～2023年6月30日

項目	第1期予算		旧団体予算(7月1日～)	備考(予算の根拠)
1 収入の部				
会費収入	0		9,192,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で支払済 通常正会員(32会員)×240,000円 賛助会員(42会員)×36,000円
雑収入	0		0	受取利息等
寄付金	23,474,947		0	NeXEHRSCONソーシウムからの寄付(10/12時点の予測) ※商標出願時の仮払金(100,000円)を含む
前期繰越金	0		15,127,326	
収入の部合計	23,474,947		24,319,326	
2 支出の部				
(1) 管理費	2,524,170		3,283,571	
事務局運営費	1,820,087		2,442,780	
事務用消耗品費	100,000		100,000	事務用品、事務ソフトウェア等
Web会議費	66,330		103,180	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 ZOOMアカウント @年44,220×1/3=14,740 (JAMIと按分) @月7,370×12=88,440 (追加ライセンス)
オフィス利用料	0		39,600	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で支払済 バーチャルオフィス利用料 @月3,300×12=39,600
事務局人件費	1,653,757		2,200,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 @月200,000×12(派遣1名+非常勤職員)、税込
サイト管理費/構築費	45,000		126,191	さくらインターネットサービス、HPリニューアル等
サイト運用費	0		26,191	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で支払済 @年26,191
サイト構築費	45,000		100,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で一部支払済 HPの簡易リニューアル
事務局備品	100,000		100,000	ノートPC、Web会議用カメラ等 法人印鑑作成費
支払報酬料	325,000		358,000	
報酬(事務局会計処理)	165,000		198,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で8月分まで支払済 税理士報酬：@16,500×12=198,000(税込)
報酬(商標出願処理)	110,000		110,000	新規出願分の成功報酬Tax：@10,000×1 成功報酬：@100,000×1(仮払金で計上) ※商標登録料は租税公課で計上
報酬(法務関係処理)	50,000		50,000	単発処理依頼1件
広報予算	120,000		120,000	社会へのコンセプト発信等 PR TIMES費用、チラシ作成費等
その他管理費	114,083		136,600	ビジネスWEB、振込手数料、通信費等
租税公課	52,000		52,000	商標登録(登録料@51,600×1(5年登録))
支払手数料	23,100		39,600	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で10月分まで支払済 ビジネスWEB：@月3,300×12=39,600
振込手数料	15,130		20,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 振込手数料
通信費	14,220		15,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 切手代等
雑費	9,633		10,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 事務局交通費等
(2) 活動費A	5,831,340		5,900,000	
総会、部会等	500,000		500,000	総会：Zoom会議中心 年1回 部会：Zoom会議中心 年6回 外部有識者座談会等 合計 200,000 + 会場費@150,000×2
シンポジウム	4,500,000		4,500,000	年2回 @3,000,000 + @1,500,000 ※会場費、運営委託費、講師謝金等
セミナー	265,000		300,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で9月分まで支払済 年3回 @50,000×3 ※講師謝金等 + 会場費@150,000×1 (Zoom会議中心)
勉強会	300,000		300,000	年3回 @50,000×3 ※講師謝金等 + 会場費@150,000×1 (Zoom会議中心)
WG活動支援費	266,340		300,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で一部支払済 活動計画1.2)3)、Slack(プロプラン)
(3) 活動費B	7,800,000		7,800,000	
標準化リソース導入経費	3,000,000		3,000,000	活動計画1.4)
調査、レポート作成委託費	300,000		300,000	前期同様
プロトタイプ開発費	4,500,000		4,500,000	活動計画1.5)
(4) 法人化準備金	483,610		500,000	旧団体(NeXEHRSCONソーシウム)で一部支払済 定款認証や法人登記に関わる費用、印鑑作成代金、法人設立後の 積立取得料、京橋税務署・都税事務所への各種届出費用等
(5) 予備費	6,835,827		6,835,755	
(6) 次期繰越金	0		0	
支出の部 合計	23,474,947		24,319,326	

NeXEHRs コンソーシアム活動方針

1. 活動目的

本コンソーシアムは、日本医療情報学会課題研究会「次世代健康医療情報システム 共通プラットフォーム研究会」が提示した次世代健康医療情報システム NeXEHRs の3つの基本コンセプト

- ① 健康医療情報の本人主体管理
個人に基づく健康医療情報は医療提供機関単位ではなく、本人(患者等)単位で1記録とし、そのバックアップコピーを恒常的に預かる組織が運用されることを前提とする。
- ② 本人・医療提供者間での健康医療情報の共有
本人と医療提供者は、医療時に医療情報を共有する(明示的に拒否する場合を除く)。
- ③ 自他共栄的な健康医療情報の取り扱い
より良い医療を開発して他の患者への診療にも将来貢献するために、仮名化した健康医療情報を安全に二次利用することを前提とする。

および、次世代健康医療情報システムの実現方針 PAi-BiCS

P: 患者・市民参画(PPI: Patient and Public Involvement)

AI: AI、Automation、多様なヒューマンインタフェース(HI)の活用

Bi: BigData に対応(多施設データ管理とゲノムデータ対応)

C: Cloud 環境の積極的採用

S: 使える標準化 Standard の徹底した採用

を尊重した次世代型の健康医療情報システムの実現を目指し、その共通プラットフォーム構築に貢献することを目指す。

2. 活動内容

前記の活動目的を達成するために次の活動を行う。

(1) NeXEHRs-PLAN の策定

日本医療情報学会 NeXEHRs 研究会と共同もしくは連携して、NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等(NeXEHRs-PLAN という)の検討および策定を行う。

(2) NeXEHRs-PLAT の策定と実装

NeXEHRs-PLAN にもとづき指針、規格、仕様等の実装に関する指針等 (NeXEHRs-PLAT という) の検討と策定、およびそれらの共通プラットフォーム部分の実装

(3) 前記活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進

(4) NeXEHRs の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換

3. 活動形態ごとの活動方法

以下の形態をとって活動を行う。

(i) 部会およびワーキンググループ (WG)

主として本コンソーシアムの活動内容(1)(2)を行うため、これらに直接関わる全体的かつ具体的な活動テーマについて部会を設置し、活動テーマ、そのゴール、およびゴール達成までの計画と手順を明確化する。必要に応じてテーマとゴールを分割し、1以上の WG を部会の下に形成してサブテーマごとのゴールを達成し、それを集約することで部会のゴールを達成する。

(ii) シンポジウム／フォーラム／SNS・HP

主として本コンソーシアムの活動内容(3)を行うため、本コンソーシアムの考え方、活動、成果を、コンソーシアム以外の関係者や一般に向けて広く公表するとともに、普及や実装を推進するための各種イベントの実施や、SNS および HP での情報発信を行う。

シンポジウムは一般公開されたオープンなもので誰でも応募により参加することができるものとし、フォーラムは会員関係者により事前に案内された者だけが参加する形態とする。

(iii) セミナー／勉強会／情報懇談会

主として本コンソーシアムの活動内容(4)を行うため、会員の要望を適宜調査して、要望のある話題について、会員または外部講師によりセミナー、勉強会を開催し、そこで議論を行うことで、個々の会員の知識と理解を深める目的で実施する。

セミナーは特定のテーマについて1ないし2名の講師による講演(レクチャー)を聴き質疑応答を行う単発形式のものとし、勉強会は指導者(スパーバイザ)に依頼し、特定のテーマの技術資料や論文等を決めて複数回で開催して勉強するもので、その参加者自身が分担して資料等を要約したりプレゼンしたりすることを含む開催形態とする。

また会員間の意見交流や異分野間の情報交換を促進するため、会員自身の事業活動や見聞情報のうち本コンソーシアムに関連のある話題について、会員自身

から発表してもらい、その話題をもとに懇談を行う情報懇談会を定期的を開催する。

4. 活動形態ごとの運営方針の概要

(1) 部会および WG

部会:

幹事会に対して正会員が設置要望を出し、幹事会が設置する。

部会長: 幹事会が正会員からの推薦等を考慮して正会員のなかから指名する。

参加者: 希望する会員が事前にメンバー登録する(法人・団体の場合は3名まで)。

NeXEHRs-PLAN/PLAT の策定: 参加メンバー全員で合意をとることが原則。

最終案の決定は正会員メンバー(議決権1)で3分の2以上賛成で決定。

WG:

幹事会に対して部会長が設置の必要性を報告し、幹事会が設置する。

WG リーダ: 幹事会が正会員からの推薦等を考慮して、部会長と協議した上で、会員のなかから指名する。

参加者: 希望する会員が事前にメンバー登録する(法人・団体の場合は3名まで)。

(2) シンポジウム／フォーラム(SPF)

幹事会が会員からの意見等を参考にして企画し、毎回、担当運営幹事を決めてその下で会員からなる実行チームを形成して開催する。

(3) セミナー／勉強会／情報懇談会(SSD)

セミナー／勉強会は、幹事会が会員からの意見等を参考にして企画し、会員から担当者を毎回割り当てて開催する。

5. コンソーシアム成果物の決定

NeXEHRs-PLAN の成果物としての採択方法については、幹事会が今後全正会員の意見を集約して決定する。

コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則

第1条 この実施細則は、NeXEHRs コンソーシアム運営規則(以下、規則という。)第8条第1項に記載される成果(以下、本活動成果という。)に関して、規則第11条第5項に記載された利用規則、および第11条第6項に記載された利用許諾条件を定めるものである。

第2条 規則第11条第5項に記載された利用規則は以下とする。

- 1) 利用目的が規則第3条に照らして適切であること。
- 2) 利用にあたって、医療分野における個人情報保護関連のガイドライン等を遵守すること。
- 3) 利用にあたって、研究目的の利用の場合には、国の定める研究倫理関連の指針を遵守すること。規則第9条第1項にもとづいて決定された表示方法を遵守すること。
- 4) 利用は、公序良俗に反するものでないこと。
- 5) 利用は、反社会的勢力との関わりがないこと。
- 6) その他、利用する本活動成果ごとに本コンソーシアム幹事会が決定した利用条件がある場合には、それを遵守すること。

第3条 規則第11条第6項に記載された利用許諾条件は以下のすべてを満たすこととする。

- 1) 会員は、許諾時点までに1年9ヶ月以上継続して本コンソーシアムに加入していること。
- 2) 会員は、利用許諾後2年以上継続して本コンソーシアムに加入していく予定であることを書面(電子的書面を含む、以下同じ)で誓約していること。
- 3) 会員は、会費の滞納実績が無いこと。
- 4) 会員は、成果物の利用目的を書面で明らかにすること。
反社会的勢力との関わりが無いことを表明保証する書面の提出があること

以上

通常正会員 2022.9.22 現在

(50音順) 32名(31企業、1非営利法人)

(企業)

アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社	株式会社 EM システムズ
インターシステムズジャパン株式会社	株式会社インターネットイニシアティブ
株式会社インテック	株式会社 SBS 情報システム
亀田医療情報株式会社	キャノンメディカルシステムズ株式会社
グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	株式会社ケーアイエス
株式会社シーエスアイ	株式会社セールスフォース・ジャパン
株式会社ソフトウェア・サービス	ソフトバンク株式会社
TIS 株式会社	株式会社データホライズン
株式会社ナイス	日鉄ソリューションズ株式会社
日本電気株式会社	日本アイ・ビー・エム株式会社
日本総合システム株式会社	日本調剤株式会社
日本マイクロソフト株式会社	PHC 株式会社
PSP 株式会社	株式会社ファインデックス
株式会社フィリップス・ジャパン	富士通 Japan 株式会社
株式会社プレシジョン	株式会社メドレー
株式会社レスコ	

(非営利法人)

一般社団法人日本メディカル AI 学会

賛助会員 2022.9.22 現在

(50音順) 42名(31企業、5非営利法人、1任意団体、5個人)

(企業)

IQVIA ソリューションズ ジャパン株式会社	アイテック阪急阪神株式会社
アレイ株式会社	EPS ホールディングス株式会社
H.U.グループホールディングス株式会社	NEC ネクサソリューションズ株式会社
株式会社 NTT データ	株式会社エムアイユー
株式会社エムシス	勤次郎株式会社
株式会社グッドマン	株式会社コア・クリエイトシステム
株式会社ジャストシステム	株式会社ストレージ・ビジョン
株式会社ストローハット	田辺三菱製薬株式会社
株式会社テクノプロジェクト	株式会社電算
株式会社 Donuts	日本医師会 ORCA 管理機構株式会社
日本光電工業株式会社	株式会社 BSN アイネット
東日本電信電話株式会社	株式会社日立製作所
BIPROGY 株式会社	富士通 Japan ソリューションズ東京株式会社
株式会社メタキューブ	株式会社メディエイド
株式会社湯山製作所	株式会社ラボテック
株式会社 WorkVision	

(非営利法人)

一般財団法人医療情報システム開発センター	独立行政法人国立病院機構
公益社団法人日本医師会	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
特定非営利活動法人 和歌山地域医療情報ネットワーク協議会	

(任意団体)

医薬産業政策研究所

(個人)

苅谷 敬士	河崎 泰子
西畑 俊樹	日高 浩敦
松田 吾郎	

特別正会員 2022.9.22 現在

(50音順) 10名

今村 知明	奈良県立医科大学 教授
大江 和彦	東京大学 教授
岡田 美保子	(一社)医療データ活用基盤整備機構 理事長
黒田 知宏	京都大学 教授
澤 智博	帝京大学 教授
鄭 雄一	東京大学 教授、神奈川県立保健福祉大学 教授
中島 直樹	九州大学 教授、 (一社)日本医療情報学会 前代表理事・前会長
松村 泰志	国立病院機構大阪医療センター 院長
康永 秀生	東京大学 教授
山本 隆一	(一財)医療情報システム開発センター 理事長

顧問 2022.9.22 現在

(50音順) 5名

落合 慈之	東京医療保健大学 学事顧問 NTT 東日本関東病院 名誉院長 GS1 ヘルスケアジャパン協議会 会長 医療トレーサビリティ推進協議会 理事長
田中 博	東京医科歯科大学 名誉教授・特任教授 地域医療福祉情報連携協議会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長 東京大学 名誉教授
牧 健太郎	牧公認会計士・税理士事務所 所長
森田 朗	東京大学 名誉教授 次世代基盤政策研究所 代表理事

運営幹事 2022.9.22 現在
(50音順) 5団体

株式会社ケーアイエス

株式会社ソフトウェア・サービス

ソフトバンク株式会社

日本総合システム株式会社

株式会社ファインデックス